

平成 31 年 2 月 14 日

内閣府 政策統括官(科学技術・イノベーション担当)
社会システム基盤担当 御中

一般社団法人全国銀行協会

『人間中心の AI 社会原則』(案)に対する意見について

今般、標記原則(案)(平成 30 年 12 月 27 日公表)に対する意見を別紙のと
おり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「人間中心のAI社会原則」(案)に対する意見

No.	該当箇所	意見等	理由等
1	1 はじめに	脚注2について、「高度に複雑な情報システム一般」は定義として広すぎるため、より具体的な定義としてはいかがか。	左記のとおり。
2	4.1 AI社会原則 (3)プライバシー確保の原則	2つ目の矢羽根に記載された、「正確性・正当性の確保及び本人が実質的な関与ができる仕組み」とは具体的にはどのようなものか。個人情報保護法に則ればよいのか。	趣旨確認のため。
3	4.1 AI社会原則 (3)プライバシー確保の原則	「単なる個人情報を扱う以上の慎重さ」とは具体的にはどのようなものか。	左記のとおり。
4	4.1 AI社会原則 (6)公平性、説明責任及び透明性の原則	「AIの動作結果の適切性」についての「結果の適切性」とは何か。また、「適切な説明」とは具体的にどのような説明を想定しているか。	趣旨確認のため。
5	4.1 AI社会原則 (6)公平性、説明責任及び透明性の原則	AIの学習を経た結果として、人間のある特定のバックグラウンドが有意に影響を与えるように見えるアルゴリズムとなった場合はどのように説明すればよいか。	趣旨確認のため。

以上